

# ヨーロッパ検察官の創設（1） EUにおける刑事司法協力の理論

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2022-03-25<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: SATO, Miki<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.24517/00065575">https://doi.org/10.24517/00065575</a>                      |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# ヨーロッパ検察官の創設(1) EUにおける刑事司法協力の理論

佐藤美樹

はじめに

- 1 捜査協力の必要性和相互信頼原則
- 2 相互信頼原則と同等の保護 (protection équivalente)
- 3 ヨーロッパ逮捕状 (mandat d'arrêt européen) 手続の概要  
(以上本号)
- 4 ヨーロッパ逮捕状をめぐるEU司法裁判所の判例
- 5 ヨーロッパ検察官の概要及び機能

はじめに

2020年12月24日、フランス刑事訴訟法の2020年最後の改正があり、ヨーロッパ検察官 (Parquet européen) 制度が、696-108条以下に定められた。ヨーロッパ連合 (以下、EU) 構成国間の司法協力 (coopération judiciaire) は、EU統合以前から、マーストリヒト条約の三本柱の政策の一つでもあり、司法協力の必要性が強調されてきた。しかし、各構成国が異なる刑事司法制度を採っており、刑罰法規も異なる中、さらにEU法は、独自の刑事手続や刑罰法規をもたず、また、構成国内の犯罪事情も異なる。また、EU法は人権部分をもっていなかった。そこで、構成国間の司法協力において共通する人権保障規定の必要性が問われた。まず、2000年にEU基本権憲章が制定され、2009年に施行される。他方、1959年以来、ヨーロッパ地域の人権保障を担ってきたのは、ヨーロッパ評議会であり、加盟国が人権条約に従い同等の人権保障を行うように調整してきたのはヨーロッパ人権裁判所である。EU構成

国27カ国と、人権条約に加入する47カ国は重なっているため、EU基本権憲章と人権条約の解釈や適用が異なるのは問題となり、また、ヨーロッパ人権裁判所とEU司法裁判所で類似事項に異なる判断を下すようになった場合、それも問題となる。そこで、EUが人権条約に加入することで、EU司法裁判所の決定や裁定につき、不服をもつ者は人権裁判所に申立てることが可能となると考え、2010年より、ヨーロッパ評議会（人権常任委員会）とEU代表者で話し合いを重ねた。その結果、2013年に、「人権条約加入協定案」も策定された。

EU委員会は、EU司法裁判所に対して、この加入協定案がEU基本条約（*Traité sur l'Union européenne*）に抵触しないか諮問したところ、2014年に、EU基本条約6条2項と第8議定書に反するとして、加入協定案は承認できないとの意見が出された。<sup>(1)</sup> また、すでに制度として実施されているヨーロッパ逮捕状（*mandat d'arrêt européen*）は、次章以降で述べるように、構成国間で逮捕状の執行や拒否を裁定できない。相手国の司法制度の人権保障上の欠点を知らずながら自国内の対象者の身柄を拘束し、逮捕状発付国に送致しなければならない。構成国が各々、逮捕状に逐一異議を唱えていては、長期にわたり検討を重ね、ようやく、2002年から施行されたヨーロッパ逮捕状制度の迅速性が損なわれ、それ以前の制度である犯人引渡条約のスピードに戻ってしまうことになる。この点もEU司法裁判所は意見を述べている。結局、人権条約加入協定案の問題は、まだ解決されていない。

2017年10月12日にヨーロッパ検察官の創設に関する協力強化法がEU理事会で承認された。これにより、ヨーロッパ検察官は、各国の検察官と共同で捜査や予審を行う権限を有する。

この法律が承認された背景には、当然、EU構成国間の司法協力の促進がある。ヨーロッパ検察官は、EUからの派遣という形態で、多くは構成国の

---

(1) EUのヨーロッパ人権条約への加入条件への2月13日付のEU司法裁判所の意見 CJUE, ass. plén., 18 déc. 2014

首都の高等検察庁に属する。構成国の検察官と共同で捜査や起訴手続を行う。特に、ヨーロッパ逮捕状の執行を行うと定められている（フランス刑事訴訟法696-125条）。上記で触れたように、ヨーロッパ逮捕状を巡っては、EU構成国間に捜査比例原則や、用いる捜査手法、留置場所の環境などに格差があり、実際に、死刑など残酷な刑罰が科せられる可能性がある構成国から発されたヨーロッパ逮捕状の執行を拒否する裁判官が現れたのである。そして、司法裁判所は、2016年、ヨーロッパ逮捕状を構成国は拒否できる場合があることを認めた。その直後にEU理事会は、ヨーロッパ検察官制度を導入したのである。また、2018年のRO事件<sup>(2)</sup>では、イギリス司法機関がアイルランドに対して発付したヨーロッパ逮捕状の執行を拒否された事件につき、ヨーロッパ司法裁判所の裁定がイギリスのEU離脱（Brexit）問題の一因になったことはよく知られている。

本稿では、新たにEUに導入されたヨーロッパ検察官制度について、立法経緯及び手続法規、EUと構成国、いわゆる2国に属する検察官の役割分担や生じえる問題点を考察することで、グローバル社会における司法協力の必要性や課題が見えてくると考える。

## 1 捜査協力の必要性和相互信頼原則

1999年10月にフィンランドで開催されたEU理事会（Conseil de Tampere du 16 octobre 1999）においてEUにおける刑事司法に関する基本計画が確認された。その後、2002年に、「ヨーロッパ逮捕状枠組決定」が採択されて、ヨー

---

(2) CJUE, 1<sup>re</sup> ch., 19 sept. 2018, aff.C-327/18, RO : JurisData n° 2018-018065, D. 2018, p. 2343, obs. E. Rubi-Cavagna,

ロッパ条約に追加された (EU運営条約67条<sup>(3)</sup>、82条<sup>(4)</sup>)。67条3項は、「連合は、

(3) EU運営に関する条約 (Traité sur le fonctionnement de l'Union européenne)・第3部「自由、安全、司法」

67条1項 「連合は、基本権と構成国の異なる司法制度と伝統を尊重しつつ、自由、安全、司法の領域を構成する。」

2項 「連合は、域内国境管理の撤廃を確保し、構成国間の連帯に基づき、第三国国民に対して、難民、移民および域外国境管理に関する公正な共通政策を形成する。本編の適用上、無国籍者は第三国国民として取り扱う。」 参照 現代国際関係の基本文書 (上)、一般財団法人鹿島平和研究所編、日本評論社、683頁

3項 「連合は、犯罪、人種差別及び外国人差別防止のための措置をとることで、高水準な安全を保障するために行動する。左記行動は、犯罪、人種差別及び外国人差別と闘うために政府及び司法当局間及びその他の管轄庁と連携、協力して行う。また、連合は、刑事分野の司法決定については相互承認 (reconnaissance mutuelle) により行う。必要があれば、その処分を刑事立法化する。」

4項 「連合は、民事上の裁判及び裁判外の決定について相互承認の原則により、司法制度の利用を容易にする。」

(4) TFUE第3部「自由、安全、司法」

82条1項 連合の刑事に関する司法協力は、判決及び決定における相互承認原則に基づく。これには、第2項や第83条で対象となる構成国の法律や規則も含む。

ヨーロッパ議会とEU理事会は、通常立法手続に沿って、下記の措置を採択する。

- a 連合の総意において、司法が下したすべての判決や決定の承認を保証するための規定や手続を制定する
- b 構成国間の管轄権侵害の問題を予防し、解決する
- c 裁判官や事務官の育成を支援する
- d 刑事手続及び決定の執行において、構成国の司法当局その他の協力を容易にする

2項 国際的規模の刑事分野における判決や司法決定の相互承認、また、警察及び司法協力を容易にするための必要性に応じて、ヨーロッパ議会とEU理事会は、通常立法手続に沿って、指令による最低限の法規を定めることができる。この法規は、構成国の司法システムや伝統の相違を考慮に入れるものである。

策定される法規は、以下の措置が対象となる。

- a 構成国の刑事証拠の相互承認
- b 刑事手続上の人権
- c 犯罪被害者の権利

刑事分野の司法決定については相互承認 (reconnaissance mutuelle) により行う。」と規定し、また、82条1項も、「連合の刑事に関する司法協力は、判決及び決定における相互承認原則に基づく。」と定める。EU運営条約で用いられる相互承認原則とは、各構成国の刑事司法に信頼をもち、各構成国の法律が、自国と結論が異なる場合であっても他国の刑事法を承認するという原則を指す。EU理事会は、1999年に、司法協力において相互承認を原則とすることを明らかにし、その後、「刑事決定における相互承認原則の実現は、構成国による、各国の刑事司法システムに対する相互信頼を前提とする」と説明を加え<sup>(5)</sup>、相互承認の原則により、司法協力において他国の刑事司法システムの信頼が推定される。

「相互信頼 (confiance mutuelle)」原則を、EU司法裁判所 (Cour de justice de l'Union européenne、以下、司法裁判所)<sup>(6)</sup> の判例中、最初に採用したのは、

---

d その他刑事手続に特有の要件。EU理事会が予め、決定によって確認した要件であり、この決定を承認するためには、ヨーロッパ議会の承認を得た後、EU理事会の満場一致で議決する。

本項に定める最小限の法規の採択は、構成国がより高度な人権保障を維持し、あるいは定めることを妨げない。

3項 EU理事会委員の一人が、前項に定める命令規定案が、刑事司法システムの基本的な側面を害するものであると評価したときは、ヨーロッパ理事会で議論するよう請求できる。この場合、通常立法手続は採らない。議論の後、賛同が得られた場合、ヨーロッパ理事会は、この中断の日から4ヶ月以内に、この法案をEU理事会に送り返す。これにより、通常立法手続の中断は終わらせられる。

同期間に、賛同が得られなかった場合、また、九国以上の構成国が関連法案による協力強化の立法化を希望したときは、ヨーロッパ議会、EU理事会及び委員会にこのことを伝える。左記の場合、ヨーロッパ基本条約20条2項及び本条約329条1項に定める協力強化を行う承認は、同意があったものとみなされ、また、協力強化に関する法規定が適用される。

(5) Programme de mesures destiné à mettre en œuvre le principe de reconnaissance mutuelle des décisions pénales (2001/C 12/02) : JO n° C 12/2, 15 janv. 2001

(6) EU司法裁判所は、EU法に関して判断権を有する裁判所で、構成国間の平等な法適用を確保することとEU法の違反に対して制裁を加えることを任務としている。そのた

2003年のGözütok事件<sup>(7)</sup>である。この事件で争われた問題は、麻薬取引につきオランダの刑事和解制度の下、和解金を支払うことで起訴猶予処分となったGözütokに対し、ドイツでは、麻薬の取引量が膨大で起訴する必要があるとして、起訴し、1年5ヶ月の懲役刑が宣告された。その後、ドイツからの申立によりEU司法裁判所の判断に委ねられることになったが、司法裁判所は、シェンゲン条約（Convention d'application de l'accord de Schengen、以下、CAAS）54条の解釈の問題であるとした。54条は、以下のように規定する。

「確定判決を受けた者は、同一事件について異なる加盟国から訴追されることはない。判決があったという場合とは、刑罰が執行されたとき、または、現に執行途中、判決を下した加盟国の法律により執行されることが不可能となった場合を指す。」

また、55条1項は、「加盟国が、承認と賛成をもって本条約に批准した時から、以下の事情の一つ、又は複数に該当する場合は、54条に拘束されないことを表明することができる。」と規定する。

司法裁判所は、55条1項aに該当することを認めたが、55条1項aは以下のとおり定める。「他国の判決が下された事件が、自国の領土内の全部または

---

め、構成国がヨーロッパ逮捕状執行を拒否した場合、構成国の行為に裁定を加えるのは、司法裁判所である。これに対して、ヨーロッパ人権条約を加盟国によって侵害された市民が損害回復を申立てるのがヨーロッパ人権裁判所（Cour Européenne des Droit de l'Homme）である。例えば、ヨーロッパ逮捕状の対象者となる被疑者等が人権侵害による救済を申立てる請求先は、人権裁判所である。

(7) CJCE, gr. ch., 11 févr. 2003, aff. C-187/01 et C-385/01, Gözütok et Brügger : JurisData n°2003-400030. このEU司法裁判所の判例は、争点は同じであるが、被疑事実の異なる二つの事件を併合審理している。Gözütok事件は本文で紹介したが、もう一方の、ドイツ国籍かつドイツ在住のBrügger被告事件は、ベルギーで傷害を起こし、被害者の私訴原告人に損害賠償を支払い、ベルギーでは不起訴処分になったが、ドイツ刑事訴訟法では、刑事和解は、社会一般の利益を考慮する制度であり、被疑者が国庫にお金を支払った後で、簡易裁判所の承認の下、不起訴処分となるべきであると解釈され、ドイツの手続を科すことは可能かが争われた。

一部で起こった場合で、後者の場合は、判決を下した加盟国の領土の一部で  
犯行が行われているため、例外は適用されない」

問題となるのは、オランダの起訴猶予処分が判決といえるかどうかである  
が、司法裁判所は、55条1項aに該当すると決定した。その理由として、  
CAAS第1条は、司法協力強化を目的としていること、CAASを締結した国、  
すなわち、この事件での当事者国はドイツ、ベルギー、オランダは、その当  
時のECに加盟している13国のうちの3国であり、13国間の司法協力強化制  
度の創設に権限を有していたことなどが挙げられている。<sup>(8)</sup> この判例につい  
て、「(根拠には)各構成国の刑事司法制度に対する相互信頼の存在が認めら  
れる。また、各構成国は、自国法の結論とは異なる帰結に至る場合であつて  
も自国以外の構成国の現行刑法の適用を受け入れていることも認められる。」  
と解説されている<sup>(9)</sup>。

司法協力における相互信頼原則は、EU構成国間において各国の司法制  
度を信頼し、また、異なる結論を導き出す各国内法を承認することである  
が、相互信頼原則が最初に用いられた域内市場法 (*droit du marché intérieur*)  
における相互信頼原則を、そのまま司法協力に移しただけで、なにも発展さ  
せてこなかったという批判がみられる。<sup>(10)</sup> 1960年代末、域内市場法において  
相互信頼原則の用語が初めて認められ、その後、司法裁判所の判例の中に  
見出されたのは1977年である。<sup>(11)</sup> Bauhuis事件判例の中で、相互信頼 (*confiance*  
*réciproque*) という言葉が見られ、判決中の文脈においても、「構成国は、他  
の構成国が権限を有する機関による効果的コントロールの下で持つ必要のあ  
る相互信頼こそが、行動指針として、個人的目標にとって代わる重要な根拠

(8) CJCE, gr. ch., Gözütok et Brügge, préc., § 3-5

(9) T.Herran, *Le fondement de la coopération pénale européenne dans la jurisprudence de la CJUE*, Dr. pén. 2021, Dossier n°2, p.8

(10) C. Rizcallah, *Le principe de la confiance mutuelle : une utopia malheureuse* : RTDH (*Revue trimestrielle des droits de l'homme*) 2019, p.300

(11) CJCE., 25 janv. 1977, aff. C-46/76, Bauhuis, § 38



となる。」と説明され、左記批判のように、司法協力で用いられる場合と大きな違いはない。しかし、物品に対する市場統合と刑事司法協力とで、同じ理論を基準に判断することが適切なのかは問われる必要がある。<sup>(12)</sup>

## 2 相互信頼原則と同等の保護 (protection équivalente)

1960年代末に現れ、域内市場法についての司法裁判所判例の中で形成されてきた相互信頼の概念が、1999年にEU条約中に定められ、その後、EU運営条約第5編「自由・安全・司法の領域」の中で用いられることになった。刑事分野の司法協力の中心に据えられても、いまだにその性質や意味は明白ではなく、あいまいなまま (flou) と評されることがある。<sup>(13)</sup> 相互承認原則あるいは相互信頼原則を根拠に、2002年に制度化されたヨーロッパ逮捕状 (mandat d'arrêt européen以下、MAE) の枠組み決定 (Décision-cadre du Conseil) では、逮捕の執行を、義務的あるいは任意的に拒否できる場合があることが定められていた。<sup>(14)</sup> ところが、判断枠組み決定から約10年後の2013

---

(12) 参照 庄司克宏『「自由・安全・司法領域」とEU市民 — 欧州逮捕状と相互承認原則』「EUと市民」慶應義塾大学出版会、2005年、143頁以下、北村泰三『ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代の変容(2)』中央ロー・ジャーナル10巻4号、80頁以下

(13) M. Guiresse, *Confiance mutuelle et mandate d'arrêt européen : evolution ou inflexion de la Cour de Justice ?*, 12 avr., 2016, site internet GDR-ELSJ, p.9

(14) *Décision-cadre du Conseil du 13 juin 2002 relative au mandat d'arrêt européen et aux procédures de remise entre États membres*, J.O. n° L190 du 18/07/2002, pp.1-20

ヨーロッパ逮捕状 (以下、MAE) 枠組み決定

第3条 MAEの執行を拒否する義務的理由

執行の請求を受ける構成国の管轄庁は、以下の場合、MAEの執行を拒否する。

- 1 MAEの対象となる犯罪行為が、以前、執行国がこの犯罪行為の自国法に基づき訴追権を有しており、執行国の大赦 (amnistie) の対象となっている場合、
- 2 捜索対象者がすでに同一の行為について構成国により確定判決を受けている場合で、また、受刑後、受刑中のいずれかで、確定判決を言い渡した国の法律によれば、それ以上を科刑できないとの情報を、執行国が得た場合、

年、Melloni事件において司法裁判所判決では、逮捕状執行の拒否権が認められないことが確認された<sup>(15)</sup>。この事件を契機に、相互信頼原則の範囲や理論について再検討する試みがみられる。

Melloni事件は詐欺破産罪の欠席裁判により、イタリアの裁判所から懲役

---

3 執行国の法律によれば、MAEの対象者の年齢では刑事責任が問えない場合  
第4条

MAEの執行の任意的拒絶理由

執行国は、以下の場合に、MAEの執行を拒否することができる。

1 本決定第2条4項が定める要件に該当する場合、MAEの対象となる犯罪は、執行国の法律では犯罪とならない場合、ただし、地方税、租税、関税、為替に関する罰則に関わる犯罪については、執行国の立法上、課税システムや規定が異なっている理由で、拒否することはできない。

(2条4項 「2条2項に定める犯罪以外の犯罪については、執行国の法律によれば犯罪に該当する場合に、引渡しが行われる。」)

2 同一の犯罪に対して、MAEの対象者が執行国でも訴追されている場合

3 執行国の管轄庁が、MAEの対象となる犯罪が訴追対象にはならないと判断した場合もしくは終了すると判断した場合、また、捜索対象となる者が、執行国において、以前、同一の犯罪事実の訴追対象者となっていた場合、発付国の訴追が自国の訴追の妨げになる場合

4 執行国の立法によれば、公訴時効、あるいは刑の時効に達している場合、また、対象行為が自国の刑法に管轄権が認められる場合

5 捜索対象者が第三国で、同一の犯罪の確定判決を得ていたという情報があつた場合で、受刑後、受刑中のいずれかで、刑を宣告した第三国の法律ではそれ以上を科刑できない情報がある場合

6 MAEが刑の執行や保安処分を求めるために発付された場合で、執行国は、滞在、あるいは、自国民である、または居住している捜索対象者を自国の法律により、科刑もしくは保安処分を執行しようとする場合

7 MAEが以下の犯罪を対象としている場合

a 犯罪が、執行国の法律によれば、執行国の領土の全部または一部もしくは領土と考えられている場所で犯された場合、

b 犯罪が、発付国の領土外で犯された場合で、かつ、執行国の法律では、領土外で犯された犯罪に訴追権が認められない場合

(15) CJEU, gr. ch., 26 févr. 2013, aff. C-399/11, Stefano Melloni : JurisData n° 2013-004004

10年の刑が言い渡されたMelloni氏に、イタリアは刑の執行を求めためMAEを、Melloniの逃亡先であるスペインの管轄庁に対し発付し、Melloniは2008年に逮捕された。Melloniは、イタリアの欠席裁判に対し「公正な裁判を受ける権利」（スペイン憲法24条2項）を侵害されたとして、スペインの憲法裁判所にMAEによる逮捕の違法性を申立てた。憲法裁判所は異議申立てを受理し、MAEの執行を停止した。<sup>(16)</sup>その後、憲法裁判所から、司法裁判所に対し、MAEの執行拒否に関する確認を行った。

スペイン憲法裁判所によるMAE執行停止の理由として、枠組み決定4a条1項により、逮捕を執行する側は、執行を拒絶できる可能性があると判断した。4a条1項は、2009年に修正された枠組み決定であり、次のように定めらる。<sup>(17)</sup>

#### 第4a条1項

「執行構成国の司法当局は、当事者が判決の対象となった審理に出頭しなかった場合、刑罰や保安処分を科す目的で発付されたMAEの執行を拒否することができる。ただし、MAEの発付国の立法で定められる手続上の要請により、MAEの対象者が以下の場合に該当するときは除く。

##### a 出頭の日時について

- i 出頭要請につき、MAEの対象となった事件の審理の日時や場所を通知されたか、審理を知らせるのに使用された表現があいまいなものでなく、正式に、また効果的に、審理の日時や場所につき通知されたこと
- ii 出頭しなかった場合にも判決が下されることがあるとの通知があったこと

##### b 審理の間、防御し、また効果的な弁護活動を行う、当事者または国選で指名された弁護人が召喚されたこと

---

(16) Melloni事件については、須網隆夫「EU法判例研究 基本的人権の保護とEU法・スペイン憲法」法律時報87巻8号114頁以下に詳しい。

(17) Décision-cardre 2009/299/JAI du Conseil du 26 février 2009

略]

司法裁判所は、不出頭はMelloniが、自ら選択したものであり、「公正な裁判を受ける権利」が侵害されたわけではないと判断した。したがって、MAE執行国であるスペインの司法当局は、Melloniの引渡しを拒絶できないとの判決を下した。このことから、相互承認制度または相互信頼原則は、構成国間相互に基本的人権の保障に関する基準を高める役割がないことを、司法裁判所が明らかにしたといわれている。<sup>(18)</sup> このような批判が出ているのは、相互信頼の原則の下、基本権保障の共通基準として「同等の保護 (protection équivalente)」基準が求められると考えられてきたからだ。<sup>(19)</sup> 各構成国は相互信頼原則の下、各構成国内の法秩序 (orders juridiques) の中に同等の保護の存在が推定されると考える。<sup>(20)</sup> なぜなら、刑事司法は多くの手続で、人権に関わるため、各構成国は、他国も基本的人権に対して自国と同程度に尊重されていると推定できると考える。Melloni事件では、相互信頼原則の中の同等の保護の範囲が明らかにされたといわれている。EU基本権憲章53条<sup>(21)</sup>の解釈においても、基本権保障の程度が国内法の方が高い場合で

(18) M. Guiesse, *op.cit.*, p.2

(19) T.Herran, *op.cit.*,p.9

(20) P. Beauvais, *La Cour de justice, le mandat d'arrêt européen et les droits fondamentaux constitutionnelles et européens*, RTDE (Revue trimestrielle de droit européen), 2013, p.812

(21) EU法には、人権規定が存在しないため、2000年に「EU基本憲章」が制定され、2009年のリスボン条約によって、EU基本憲章は法的拘束力をもつようになった。ヨーロッパ人権条約と内容は重複している。参照、中西優美子「EU基本権憲章の意味における構成国によるEU法の『実施』の意味」自治研究91巻1号、2015年、91-101頁、北村泰三「EUのヨーロッパ人権条約への加入問題」、『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』信山社、2019年、16頁

#### EU基本権憲章53条

「この憲章のいかなる規定も、EU法及び国際法によって、連合またはすべての構成国が当事者である国際条約によって、あるいは構成国の憲法によって、適用されるそれぞれの領域で保障される人権及び基本的自由を制限し、または不利に影響するように解してはならない」参照、中西優美子「欧州人権条約加入に関するEU司法裁判所の判断

も、EU法の規定に従って司法協力を実施しなければならない。さらに、翌2014年のヨーロッパ人権条約加入に関する司法裁判所の意見の中でも、構成国間で、他の構成国が司法において人権保障の程度を評価することは認められないとの意見が明らかにされた。<sup>(22)</sup>

EUが定める司法協力等法律行為に、同等の保護が認められることが推定されるが、さらに、構成国間における人権尊重の「同等の保護」と、構成国間の価値観の共有という二つの事情に分けられると説明される。<sup>(23)</sup>

同等の保護とは、「相互信頼原則により、各構成国に対し、全ての構成国は、EU法、その中でも特に、人権条約を遵守していることを想起させることである。しかし、例外は認められる」と説明されている。<sup>(24)</sup> 具体的にAranyosi et Caldaru事件<sup>(25)</sup>において、司法裁判所は同等の保護につき、「構成国内の法秩序（ordres juridiques nationaux）は、基本的人権、特にEU基本権憲章下の人権保障をEUが求める水準にあると認められる同等及び効果ある保護が与えられているとみることができる。」と定義した。ここで使われる「同等の保護」とは、構成国がEU法の遵守、なかでも人権の保護を遵守していることの推定を意味する。そして、この推定は反証を許す推定（présomption réfragable）であるため、例えば、MAEの対象者が基本権憲章（Charte des droits fondamentaux）下で定められる権利の侵害を受けていることを具体的に示せば推定は覆されるのが問題となったが、司法裁判所は、構成国は自国の判断で、MAEの執行を拒否することはできないとの判断を示した。しかし、この司法裁判所の判断は、相互信頼の原則についてEUの立法と司法で異なる基準をもっているという印象をあたえるものと表現さ

---

Opinion 2/13」一橋法学14巻3号、2015年、1234頁

(22) EUのヨーロッパ人権条約への加入条件への2月13日付のヨーロッパ司法裁判所の意見 CJUE, ass. plén., avis 2/13, 18 déc. 2014

(23) T.Herran, op.cit.

(24) CJUE, avis 2/13, préc., § 191

(25) CJUE, gr. ch., 5 avr. 2016, § 77 : JurisData n° 2016-010327

れる。すなわち、MAEの枠組み決定では、基本権の尊重、さらに尊厳法の尊重を保持する立法であるのに対し、司法裁判所は、例外の射程に含まれるかという視点で判断していると批判されている。<sup>(26)</sup>

もう一つの推定は構成国間の価値観の共有（*communauté de valeurs*）である。人権裁判所は、各構成国はともに共有する一連の価値観があり、この価値観が、EUが行う法律行為の基礎になっていると説明している。そして、この価値観は、EU基本条約（*Traité sur l'Union européenne*）第2条に重なっている。

#### 基本条約第2条

「連合は人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法治を尊重する価値観、及び、少数者の権利を含めた人権を尊重する価値観に基づく。この価値観は、多様性、差別撤廃、寛容、廉潔、連帯、男女平等という性質を有する共同体における構成国に共有する性質である。」

相互信頼原則は、人権保障における同等の保護及び価値観の共有から成ることが確認されたが、この二つの要因は、それぞれが条件関係であり、循環関係にあると考えられている。<sup>(27)</sup> 共通の価値観は、本来、EU加入要件としてあげられるものであるが、EUにおける刑事司法協力態勢の下、実施する際には、共通の価値観は、前提要件となるのではなく、擬制、すなわち、共通価値観をもっているとみなされる必要がある。<sup>(28)</sup> したがって、同じ価値観の共有という言葉が使われても、どの場面で用いられるかで、推定なのか、擬制なのかは異なる。

法律上の擬制（*fiction*）は、立法者に認められた立法技術であり、現実と反する事実を法律の効果を得るために「みなす」すなわち推定することであ

---

(26) M, Guiresse, *op.cit.*, p.2

(27) C. Rizcallah, *Le principe de la confiance mutuelle : une utopia malheureuse* : RTDH 2019, p.297

(28) T.Herran, *op.cit.*, p.10

る。そして「推定 (présomption)」とは、法律または、裁判官が知っている事実から、知らない事実を引き出すことをいう。<sup>(29)</sup>

司法裁判所は、ポーランドから発付されたヨーロッパ逮捕状を、アイルランドの司法当局が拒否したLM事件<sup>(30)</sup>の判決の中で、「逮捕状を発付する構成国がヨーロッパ基本条約2条に定められる要素について重大かつ永続的に違背していることを判断するEU評議会の決定が存在する場合のみ、…ヨーロッパ逮捕状の執行先の構成国は、関係者によって被処分者の公正な裁判を受ける基本権を侵害されるという危険が冒されるかにつき具体的に考慮することなく、自動的に逮捕状を行使することを拒否する義務が生じる。」<sup>(31)</sup>すなわち、司法裁判所は、2016年のAranyosi et Caldaru事件でも確認してきたが、構成国間の価値観の共有が認められれば、相互信頼があるとみなしている。言い換えれば、EUに加入した時点で、基本条約2条で定める価値観をもっているとみなされているのであるから、人権侵害のリスクはあっても、ヨーロッパ逮捕状の執行を拒むことはできないのである。したがって、相互信頼原則のもつ2要素のうち、EU構成国間の司法協力の中では、価値観の共有が絶対的基準となることが確認される。

### 3 ヨーロッパ逮捕状 (Mandat d'arrêt européen) 制度<sup>(32)</sup>

後のEU構成国の多くが、1920年代から犯人引渡し国際条約を批准してき

---

(29) G. Corne, *Association H. Capitant, Vocabulaire juridique* : PUF 2020

(30) CJUE gr. ch., 25 juillet 2018, LM, aff. C 216/18

(31) CJUE, LM, préc., § 72

(32) ヨーロッパにおける犯人引渡し条約及びヨーロッパ逮捕状制度の詳細につき、北村泰三「ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代の変容(1)~(3)」中央ロースクールジャーナル9巻4号、2013年、同10巻1号、2014年、同10巻4号、2014年。

ヨーロッパの犯人引渡し条約及びヨーロッパ逮捕状の実体法的側面からの研究として、高山佳奈子「ドイツの欧州共通逮捕状法に関する違憲判決について」法学論叢160巻1号、2006年がある。

たが、1957年のローマ条約により、批准国間での犯人引渡し手続が簡略化された。犯人引渡し条約が、1990年のシェンゲン協定に引き継がれ、その後、EU構成国間ではヨーロッパ逮捕状の登場により、EC加盟国内で締結された犯人引渡し条約さえ、すでに過去の手続になっている。

犯人引渡し条約の問題点は、ヨーロッパ逮捕状に比べて、手続が複雑かつ長期間必要となるだけでなく、請求した構成国に配慮する結果、犯人とされる被疑者の利益が守られていなかったことにある。すなわち、犯人引渡しを要求される国家は、EU基本条約2条で義務付けられる高度な相互信頼関係の下、請求国の裁判官から発された判決書や逮捕状を確認するだけで犯人は引渡され、被疑者の権利の観点から審査手続、例えば、中立する国際裁判所の裁判官が下す決定によって引渡しの効果が発生する手続などがなかった。被疑者や被告人の基本権を尊重するために、新たに設けられた制度がヨーロッパ逮捕状制度（*mandat d'arrêt européen*以下、MAE）である。

EU評議会によって、MAEの枠組み決定（*Décision-cadre du Conseil*）が制定されたのが2002年6月13日決定であり、この決定により、EUにおいてMAE制度とその手続が制度化された。各国の司法機関は、他国の司法機関より、MAEが発付され、被疑者、被告人、判決宣告された者の身柄を送致するよう要求された場合、その要求につき、中間機関として裁定することができることになった。<sup>(33)</sup>

MAE制度は、各構成国の刑事訴訟法に定められている。例えば、フランス刑事訴訟法では、2002年の評議会のMAEの枠組み決定の施行後、2004年3月9日法でMAE手続を導入し、以下のように定める。

---

(33) 引渡し条約下では犯人引渡しに約9か月の期間を必要としたが、ヨーロッパ逮捕状制度では、早くも13日、遅くも43日で容疑者が引渡されることが、2005年のEU議会で報告されている。F. Desportes et L. Lazerges-Cousquer, P.76, TRAITÉ de PROCÉDURE PÉNALE, ECONOMICA, 2009



フランス刑事訴訟法

695-11条

第1項 「ヨーロッパ逮捕状はEU構成国の司法決定によるものであり、このEU構成国は、対象者を逮捕し、他の構成国から身柄が移送されることを目的にヨーロッパ逮捕状を発し、また、対象者に対し刑事訴追または刑罰権行使や保安処分を行うものである。」

第2項 「司法機関は、この章に定める法律に従い、また、定められている要件に従って、他のEU構成国の対象者を移送し、または、他構成国の司法機関の要請により、ヨーロッパ逮捕状を執行する権限をもつ。」

695-12条

「ヨーロッパ逮捕状が発付される対象行為は、発付国の法律に基づき、以下のとおり定める。

1号 法定刑が1年以上の自由刑に当たる行為、あるいは、すでに有罪判決の言い渡しがあった場合は、宣告刑が、4ヶ月以上の拘禁刑であるとき。

2号 期間が1年以上の自由を制限される処分に当たる行為、すでに処分の宣告があった場合は、期間が4ヶ月以上の処分であるとき。」

695-13条

「ヨーロッパ逮捕状には以下の資料の添付が必要である。

— 対象者の身元や国籍の情報

— ヨーロッパ逮捕状発付国の司法機関による詳細な指示及び連絡先

— 逮捕状を発付国の法律に基づき同様の強制力を持ち、かつ695-12条及び695-23条の適用される対象行為についての判決書、逮捕状、その他裁判所の決定などがあることを示すこと。

— 犯罪の性質及び法性決定 (qualification juridique)、特に695-23条に関するもの。

— 犯罪が発生した日時、場所、状況及び対象者の犯罪関与の程度

— 確定判決があれば、宣告刑、宣告刑が出てない場合は、逮捕状発付国に

よる当該行為に対する法定刑、また、可能性ある法定刑。』

#### 695-14条

「他の構成国の司法当局に送付されたヨーロッパ逮捕状は、公用語に翻訳されなければならない。あるいは、執行国の公用語の一つ又は執行国が承認したEU教育制度上の公用語の一つに翻訳されなければならない。』

#### 695-15条

第1項「令状の対象者が他の構成国の領地で発見されたときは、ヨーロッパ逮捕状は、逮捕状を行使する司法機関に送付する。その際、この機関が、対象者が他国領地内にいることを確認できる事情を書面によって知らせること。』

第2項「その他、ヨーロッパ逮捕状の移送は、シェンゲン協定で定められた情報システムによって、または、ヨーロッパ司法ネットワークシステムのセキュリティ対策を講じた電話回線を通じて行われる。シェンゲン協定で定められた情報システムを用いることができない場合は、国際警察機構(Intropol)を介して行う。その際、この機関が、対象者が他国領地内にいることを確認できる事情を、書面によって知らせること。』

第3項「シェンゲン協定で定められた情報システムで送られる人相情報は、695-13条に定められたその他の資料とともに、ヨーロッパ逮捕状に添付される」。

第4項「暫定的に、シェンゲン協定で定められた情報システムにより、695-13条に定められた全ての資料を送付できるようになるまで、人相情報は、原本を郵送するまで送らない。』

#### 695-16条

第1項「予審手続あるいは判決手続段階、刑罰適用において逮捕状を発する検察官は、ヨーロッパ逮捕状に基づき、逮捕状を発付しなければならない。695-12条乃至695-15条に定められた規定及び要件に従い、裁判所の要求及び職権により発付する。』

第2項「特別な理由をもとにした執行拒否の制度がないため、令状対象者が何らかの犯罪に関与していたためにフランスで収監されていた場合、判決手続や予審手続段階、刑罰適用において勾引状を発する検察官は、ヨーロッパ逮捕状の形式で逮捕状を発付しなければならない。」

第3項「検察官は、必要があれば、695-12条乃至695-15条に定められた規定及び要件に従い、ヨーロッパ逮捕状に基づき、判決裁判所が宣告した4ヶ月以上の身体刑を執行する権限をもつ。」

#### 695-17条

第1項「検察官は、令状対象者の逮捕の連絡を受けた時は、遅滞なく、執行構成国の司法機関に送付された逮捕状のコピーを裁判所に提出する。」

第2項「搜索されている対象者が、欠席裁判において、身体刑や身体拘束を伴う処分を宣告された時は、被逮捕者は、有罪の判決書を閲覧することを要求できる。検察官は、この要求を受けた後、執行構成国の司法機関に対し、対象者の判決書のコピーを送達する。」

以下略